

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針について



厚生労働省は 2023 年 4 月 27 日に、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」(技術上の指針)などを定めました。

1. 経緯・背景

2022年5月の法令改正により導入された新たな化学物質管理では、事業者は、厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う屋内作業場において、労働者がこれらの物にばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければなりません。

技術上の指針では、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法などについて定めています。

2. 技術上の指針のポイント

- (1) 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。
- (2) 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定を実施すること。
- (3) (1) 及び (2) の結果に基づき、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならないこと。
- (4) 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難であるため、事業者は、これら物質にばく露される程度を最小限度としなければならないこと。

3. 適用日 2024年4月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2023年4月27日付 厚生労働省報道発表資料](#)

有機分析箇所 織田美里

